

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年10月12日(水) 午前10時00分から午前10時18分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 18人

会 長 1 番 吉田 幸夫 委員

会長代理 21 番 白神 勇 委員

委 員

2 番 香西 英雄 委員 3 番 中野 恒夫 委員 4 番 松本 一夫 委員

6 番 武本 章吾 委員 7 番 山本 義弘 委員 9 番 野口 國治 委員

10 番 安田 公彦 委員 11 番 高橋 英和 委員 12 番 藤原 正美 委員

13 番 難波 明朗 委員 14 番 平井 正敏 委員 17 番 矢野 秀典 委員

20 番 出口 哲士 委員 22 番 井上 保邦 委員 23 番 難波 朋裕 委員

24 番 小山 智子 委員

4 欠席委員 5人

5 番 田邊 洋樹 委員 8 番 山地 康弘 委員 15 番 中西 公仁 委員

16 番 藤原 安信 委員 18 番 片岡 泰助 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

7 番 山本 義弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農用地利用配分計画について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二	事務局課長主幹 板谷 和俊	事務局課長主幹 塩見 雅子
事務局主幹 中村 英樹	事務局主幹 成田 裕次	事務局主任 小山 八穂子
事務局主任 大橋 浩直	事務局副主任 田中 和子	

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

	(開会 午前10時00分)
事務局 吉井副参事	皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から10月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和4年10月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は18名です。 在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	それでは、議席番号20番出口哲士委員と議席番号21番白神勇委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の中村主幹と成田主幹を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて8件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から8番について調査票をもとに説明】 今回は、特段問題となるような案件はございませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、すべての案件について異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の8件ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第1号の、1番から8番までについて、許可、と決定いたします。 続きまして、3頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に1件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました1件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた1件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この1件につきまして、地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の1件について許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について許可、と決定します。 続きまして、4頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 (議案の訂正あり) 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から10頁にかけて30件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 この中で、6頁12番についてですが、資金計画を証する書面について不備があるため、追加で提出を求めましたが、まだ提出がされていないため、今回は保留とのことでした。 その他の29件につきましては、特に問題はございませんでした。 以上により、今回申請のありました30件について、12番は保留、残りの29件は許可意見とのことでした。

	許可意見とされた２９件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第５条第２項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この２９件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第５条の規定による許可申請の１２番は保留、ほか２９件は全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」の１２番は保留、１番から１１番、及び１３番から３０番については許可、と決定します。 続きまして、１１頁をご覧ください。 議案第４号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 おそれいます、山本委員に係る案件があります。 農業委員会等に関する法律第３１条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。 （ 山本委員 退席 ） それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【 議案第４号「農用地利用集積計画について」の説明 】 塩見でございます。それではご説明させていただきます。 議案第４号の「農用地利用集積計画について」でございますが、１１頁から１４頁にかけて１９件の計画が、農業委員会に提出されました。 権利の種類の内訳は、賃貸借が５件、使用貸借が１４件でございます。 利用期間の更新は４件、更新切れを含む新規は１５件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが４件、その他は全て個人でございます。 借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は１人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はございませんでした。 議案第４号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、１９件とも承認が相当と判断します。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第４号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第４号は、全件承認といたします。 事務局、山本委員に入室するように伝えてください。 （入室）

	退室されていた山本委員に報告いたします。 議案第4号は、全件承認されましたことを報告いたします。 続きまして、15頁をご覧ください。 議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第5号 農地転用事業計画変更承認申請についての説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、15頁に2件の申請がありました。 まず、1番についてですが、平成24年9月6日付けで、自己住宅として転用許可を受けていましたが、建築面積や建ぺい率が変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。 また、2番につきましては、令和4年8月18日付けで、自己住宅として転用許可を受けていましたが、転用事業者が1名から2名に変更になるため、事業計画変更承認申請書が提出されました。 この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号の2件について、承認とします。 続きまして、16頁をご覧ください。 議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についての説明】 板谷でございます。説明させていただきます。 16頁の1番をご覧ください。八王寺町地内で6筆の申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人の自宅は八王寺町で、被相続人と同一住所の兼業農家です。申請農地は6筆とも、自宅の周辺に位置しております。 現地を確認したところ、1筆では稲作がなされ、その他の農地は畑として野菜等が耕作されている状態です。 続きまして16頁2番をご覧ください。帯高地内外で4筆の申請がありました。 特例適用を受けようとする申請人の自宅は玉野市で、被相続人は岡山市南区ですが、2人は親子で、現在、市外の農地を含め約2町5反を耕作する、専業の農家です。申請農地は、帯高、高須賀の町境を挟んでおりますが4筆とも近接しております。 現地を確認したところ、すべて稲作がなされている状態であります。 以上のことから、1番2番とも被相続人は生前 農業経営を行っていたと判断されます。また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 さらに、いずれも相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるた

	め、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。 今回の内容については東地区協議会及び西地区協議会でご審議いただきましたが、特例の対象となる要件に該当するものとして、異議なく承認とのご意見でしたことをご報告いたします。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第6号の2件について、承認とします。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第5号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第5号について報告・説明】 成田です。報告いたします。 17頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から22頁にかけて17件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に23頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、23頁に2件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に24頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、24頁から32頁にかけて31件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に33頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが33頁から34頁にかけて8件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に35頁をお開きください。 報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが35頁に1件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたものでございます。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問があり

	ますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第5号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
吉井副参事	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は11月9日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 (閉会 午前10時18分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和4年10月12日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員